

農政商工観光委員会会議録

日時 平成20年7月7日(月) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後2時35分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子
副委員長 望月 勝
委員 中村 正則 森屋 宏 保延 実 渡辺 英機
竹越 久高 丹澤 和平 小越 智子 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公営企業管理者 今村 修 企業局長 佐々木正彦 企業局技監 山田 清
企業局総務課長 名取 幸三 電気課長 西山 学

観光部長 進藤 一徳 観光部次長 清水 文夫 観光企画課長 山田 幸子
観光振興課長 堀内 久雄 観光資源課長 山下 正人
国際交流課長 窪田 克一

商工労働部長 廣瀬 正文 商工労働部次長 新津 修
商工労働部次長 高橋 哲朗 商工総務課長 飯沼 義治
商業振興金融課長 岩波 輝明 労政雇用課長 塩谷 雅秀

議題 第80号 平成二十年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算
第83号 訴えの提起の件

審査の結果 議案については、いずれも、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 7月4日に引き続き、午前10時03分から午前10時04分まで企業局関係、休憩をはさみ、午前10時21分から午後11時10分まで観光部関係、さらに休憩をはさみ、午後1時04分から午後2時35分まで商工労働部・労働委員会関係の審査(その間、午後1時23分から42分まで及び午後1時51分から2時12分まで休憩をはさんだ)を行った。

主な質疑等 企業局関係

所管事項

質疑 なし

主な質疑等 観光部関係

所管事項

質疑

(山梨県の観光事業について)

望月副委員長 今日、山梨県の観光客数の落ち込みまた観光事業においても低迷している状況の中で、3点ばかり、ちょっとお聞きしたいのですけれども、平成19年の観光客動態調査に基づく本県観光の概要はどのようになっているか伺います。

山田観光企画課長 本県の観光客動態調査に基づきます概要についてお話をいたします。昨年の観光客数は4,828万7,000人、前年比9.6%の増加となっております。宿泊客数は633万4,000人、前年比4.9%の増加となっております。観光消費額は4,461億円、前年比13.2%の増加となっております。

望月副委員長 過日の新聞でも、こうした山梨の観光事業の低迷に対しまして、再生支援事業というものが新聞に出ておりました。この中で甲府市と身延町の2市町が応募したということで、下部温泉郷、昇仙峡に対する再生支援事業でございますが、どのような応募方法をとっているのか。また今後どのような経営形態に、そういった事業の指導をしていくのかお伺いします。

堀内観光振興課長 先生お尋ねの観光地の再生事業でございますけれども、ことしは下部温泉郷と昇仙峡ということでございますけれども、事前に全市町村にはこういう事業をしますという御案内をさせていただくとともに、観光課長を集めた説明会等におきましても御説明申し上げて、希望を募るという状態です。

望月副委員長 そうしますと、来春、隣の静岡県ですが、富士山静岡空港の開港がございまして、知事も中国、台湾、韓国に対して、先日も、3県知事が観光のトップセールスに行っておりますが、この静岡空港の開港に伴う山梨県の観光事業、また山梨県の窓口とか、対応はどのようなふうにご考えているかお聞きします。

堀内観光振興課長 富士山静岡空港が開港するというところで、特に国内観光の面は遠距離からの輸送が見込める。もう一つは、富士山という名前もありますし、これまでもインバウンドについては、富士山周辺というのは非常に魅力的な場所であるということから、外国からのお客も見込めるということで、現在、私どもの国際交流課も含めまして、開港に伴うインバウンド対策を考えているという状況でございます。

望月副委員長 確かに、山梨県は、富士山をメインにした立地条件というのも非常によいわけでございます。海外からの旅行者、また国内の長距離の旅行者に対する山梨県の対応、受け入れ態勢や、富士山静岡空港の前に山梨県の観光窓口をいかに持っていかとか、そういう具体的な話をちょっと聞きたかったんですけど。

窪田国際交流課長 今、インバウンドというか、国際観光につきましては、静岡、山梨、神奈川と一緒に、外に向けて富士山静岡空港を玄関として、1周ツアールートとして提案しております。それにつきましては、中国、台湾、韓国で非常に興味を示しております。来年の3月になりますけれども、開港時には山梨、静岡、神奈川を周遊するツアー客を送りたいというような具体的な提案も来ておりま

す。

望月副委員長

その形態は、新聞等の、3県の知事さんが上海の方に行きましたときの話で大体わかっているんですけども、私が質問しているのは、その3県が広域的な観光事業をしたいという中で、その3県の静岡空港に対する窓口、静岡空港をいかに利用するか、活用するか。そこの山梨県の対応を聞きたかったんですね。

進藤観光部長

来年3月に富士山静岡空港がオープンするということで、アクセスが改善されることが大きなメリットになると思っています。ただ、今のところの道路交通状況でいくと、富士山静岡空港ができたからといって、目覚ましく時間短縮ができるという環境にはないと思います。ただ、チャンスでございますので、まず国際観光につきましては、3県知事が上海とか東アジア方面でプロモーション、観光説明等で一生懸命やっております。やっぱり来ていただく空港に山梨の観光情報発信であるとか、物産紹介をするとかということをしていくことが必要だと思います。これは羽田でも、中部国際空港のセントレアでもそういうことをやっているんですけども、先方の事情もあって、なかなか窓口が開かないところがあるんですけども、そういう努力をしていく中で、山梨のPRをしていきたいと考えております。

やはり遠くから来るお客さんというのは、行動範囲が広がりますので、山梨だけということじゃなくて、3県がまとまってアピールしていくということが有効だなということと、あとは東京とか京都、奈良とか、そういった、いわゆるゴールデンルートといわれるところに組み込んでいくとか、富山とか、あるいは東北の方から山梨にも入るような、そういうルート、広域的なルートを考えていくという戦略が必要じゃないかなと。

富士山に来たお客さんというのを、今度はどういうふうに国中の方に、こちらの方へ引っ張ってこられるかということと一緒に考えて対応していきたいと、今、そのような考えで進めております。

中村委員

実は今、望月先生の話じゃないけれども、僕は国際観光について、山梨県として、どのような形で今後対応していくかということは、大きな県政の課題だと思うんです。平成23年には富士山を世界遺産に登録しようと、こういう一つの目標も、それからもう一つは、静岡空港も身近に今度は開港する。そうすると、静岡空港が開港するのに、国際ルートとしての受け入れはどことどこだということ、県の方でも把握しているのか。例えば上海から静岡空港へ入りますよとか、ソウルから静岡空港へ入りますよとか、そういう国際ルートというようなものが、静岡空港を今度活用していくということであれば、静岡空港から入ってくる、海外の窓口に対する受け入れ態勢を敷いていかないと、ただ山梨県の観光をあちこちの国へ宣伝するのではなくて、例えば、ソウルから入るのであればソウルをメイン、また上海だったら上海メインという形で、山梨県の観光というものを絞っていかないと、あっちこっち、ばらまきの観光していたら絶対だめですよ。そうでしょう。

そして2つ目のねらいは、富裕層の観光客を受け入れるということが一つの目的というか目標じゃないかという感じがするんだけど、その辺に対してどのような形を県として考えておられるのか。この辺がやはり国際観光として、これからすごく大切なことだと思う。

それから、もう一つは高速道路。中部横断自動車道が、今後、開通してくる。それからもう一つは、東名と東富士五湖道路が結ばれる計画も実現してくる。

ということになると、富士山を中心とした観光というようなものは、今、部長から話があったように、ゴールデンコースに含まれるということが十分あると思うんですよ。その受け入れ態勢をいかにするかということが、県としての大きな使命じゃないかと思う。そして、そこに来る観光客がおのずから、今度は峠を超えて、国中の、このすばらしい果物地帯に入ってくるような形のもので、当然、受け入れ態勢として、次のステップとして十分考えられるわけですね。

したがって、これからの国際観光に対する受け入れをどうするかという、大きな一つの目標を、県としてどういうふうに考えているの。

窪田国際交流課長 先生のおっしゃいました、富士山静岡空港につきましては、静岡県と情報交換をいたしまして、現在のところ、韓国のアジアナ航空が乗り入れを表明しております。ほかにつきましては、上海。この間、3県の知事が上海に行きましたけれども、そのときも上海の市の方では乗り入れについて前向きですけれども、まだ表明はされておられません。

そのように、静岡空港と、静岡県と連携を組みながら、山梨県への誘客に取り組みたいと思っています。

静岡県におきましても、ただ静岡に1泊だけではなくて、そのほかのツアールートがないと静岡県としても魅力がないわけですので、山梨県と静岡県の連携を深めてPR活動を行っていくという形になるかと思えます。

あと、受け入れ態勢につきましては、昨年度から、やはり外国人観光客の対応につきましては、一番の問題が言葉の問題であります。何か緊急時にも、意思の疎通ができない。あと、観光地の紹介を行うために、昨年は中国語ボランティアガイドという形で研修会を設けまして、ことしからは受けた人たちが自主的にグループをつくりまして、取り組むという形で、ことしは韓国語を対象として行っております。

また、昨年からですけれども、インバウンド教育プログラムという、文部科学省の事業ですけれども、これを大学のコンソーシアム、県内の短大、大学、6短大・大学のコンソーシアムが受けて、今、人材育成をこの3年間、昨年、ことし、来年という形で人材育成を今、行っております。

国際観光につきましては、国内観光とは違いまして、新たな分野ということで非常に人材が不足しております。ですので、このような人材育成のプログラムを通じまして、層の厚い国際観光の受け入れ態勢を充実してまいりたいと思っております。

それから、対象を富裕層に、というのは、非常に効果的であると思えます。最近の中国からの観光客の方の購買力というのは非常に大きく、東京の銀座を中心としたデパートも含めまして、有名店におきましては、中国人によるショッピングがツアーの一つの目的となっておりまして、高額の購買もしているということを聞いております。ですので、中国の方たちが購買しやすいような銀聯カードというのを、クレジットカードで、中国の方が現金を持たなくてもその場で決済できるというようなシステムが、今、首都圏を中心に全国的にふえております。県内でも一部の観光施設なんかでは導入を始めておりますので、そういうものを県内の観光施設、また宿泊施設等に導入するというような形で、富裕層の人たちにもショッピングしやすい、また富裕層を対象としたPR活動をそれぞれの国においてする必要があります。ですので、今回、知事のトップセールス事業におきましても、各団体、またそれぞれの旅行会社に行きまして、富裕層にPRしてほしいと。先ほど、山梨に来ていただくにはやはり魅力がないと来ませんので、やはり魅力をつくるのが、富士山が一つですけれども、富

土山を中心として、こちらの国中の、例えばワインとか果物狩りとか、あとジュエリー関係のショッピングを兼ねた、やはり富裕層の方に刺激を与えるというか、行きたいなと思われるようなプランをつくりまして、各国の旅行会社にPR。あと、ネットを活用して情報の発信をしております。以上です。

中村委員

山梨県としての魅力をどういうふうにしていくかということが、非常に大切だと思うんです。それで、今、山梨県の観光ビデオを見てみると、気持ちはわかる。昇仙峡が出てきたり、下部が出てきたり、富士五湖が出てきたり、山梨県のスポット的な観光をすべて紹介しようとしている。僕は、そういうことはどうなのかなという感じがする。魅力づくりというのは、スポットを幾つもの、10か所も、15か所も、あちこちでスポット的に出すんじゃなくて、本当の山梨県の魅力はこうだと。海外の皆さん、山梨県にはこれだけ素晴らしいものがありますよ。だから来てください、というふうにしないと、山梨県の十何か所もスポット的にビデオを流しても、海外にそんなものを紹介したって、効果はないと思う。本当にこれが山梨県の目玉ということであれば、その目玉を生かして、その内容説明をする、PRしていくという方が、効果があるんじゃないかと思います。どうですか、その辺は。

窪田国際交流課長

はい。先生のおっしゃるように、1つのパッケージとして、ビデオの中に今おっしゃいましたような中身が入っております。一般的な方にはそれがいいかと思うんですけれども、実際、来る方のターゲットを絞った場合は、重点的な観光地を、観光資源をPRすることが重要だと思います。そのため、私たちは地域によって、例えば韓国については健康志向が今、一つのターゲットになっていますので、ハイキングコース、トレッキングとか、そういうものを提案したり、もちろん全体を紹介するんですけれども、そこを重点的に、DVDには入っておりませんが、口頭とか資料を説明しております。

また中国の方につきましては、温泉とか、富士山とか、そういう一般的なもの。また台湾の方につきましては、果物が非常に好きですので、果物とかです。そういう重点化は相手によって、今、進めております。また今後も進めていきたいと思っております。

中村委員

よくその辺は私も理解できます。ぜひ、その国が何を観光として一番求めているか、そこを、今、課長が言うように、そういう形で山梨県が今後取り組んでいくということであれば、僕は非常にいいと思う。

この間も、話が出たんですけども、何であの寒い北海道へ雪を見に、雪祭りにあれだけの観光客が行くか。そこだよ。そうでしょう。そして、もう一つは、例えば、ディズニーランドへなぜ行くのか。やはりそこだと思う。やはり僕は魅力づくり、そして各国が求めているものの特徴をよくつかんで、受け入れ態勢をしっかりとしていく。そういうようなことに対する観光資源。まさに山梨県は素晴らしい緑、それから自然、そして景観。それで外国人が何といっても好むのはやっぱり自然だよ。そしておいしい空気。それからもう一つは水ですよ。水に対する観光PRはあるの？ 今、世界各国を見て、ガソリンよりも水の方が高くなっている。21世紀は水の戦争だって言われますよ。水に対する観光の取り組みをしているのかね。どうなんですか。

堀内観光振興課長

先生お尋ねの、水をどういうふう宣伝していくかということでございますけれども、山梨は、ミネラルウォーターの40%を出荷しているとも言われていますし、山から流れ出る渓谷の美しさとか、非常に水の資源には恵まれてお

ります。ですから、今回の大型観光キャンペーンにおきましても、水、渓谷沿いを歩くトレッキングのコースでございますとか、水にまつわる観光拠点を積極的にPRしております。

中村委員

県庁縦割じゃだめ。いい？ 今、北京オリンピックが行われるでしょう。北京オリンピックに行く水は、山梨県からどのくらい行っているか知ってる？ 今、山梨県の水がほとんど北京オリンピックに行っているんですよ。そういうようなことに対して、観光部で何も気がつかないのかな。それで、バナジウム水。西桂の。これ、森屋先生がいるけれども、バナジウム水というのは世界的に有名な水だよ。こんなすばらしい、おいしい水があって、これに対する観光というようなもの、水のすばらしさというものを、僕はPRすべきだと思うんです。山梨県は富士山もあるけれども、世界一の水の宝庫であり、水が一番おいしいということを、なぜ観光部として取り上げないの？ バナジウム水というのは世界的に一番きれいな水だよ。フランスのボルビックなんてあるけれども、ただ、かぶれて飲んでいるだけ。ボルビックを電気分解してごらん下さい。汚くて飲めないよ、あの水なんか。バナジウム水だったら電気分解すれば、全然、不純物がわいてこない。それだけすばらしい水があるのにもかかわらず、北京オリンピックに山梨県の水があれだけ行っているのにもかかわらず、皆さん、気がつかないのかな。そういうことに対して、これは観光部で大いにPRすべきだと思う。

一つのポスターをつくって、山梨県のすばらしさ、いいじゃないですか。世界一の水、山梨。例えば、そういう一つの観光キャンペーンの中でポスターに水を入れて、すばらしい、岩からしみ出るようなすばらしい水のイメージがあるでしょうけれど、それは皆さん、頭がよいから考えればいいけど、水といったものをテーマにして、山梨県の観光の訴えたいものを何か一緒に、ポスターに入れる。これだって一つの方法だと思う。もう少し、僕は、山梨のすばらしさ、さっき言ったでしょう、魅力づくりもこれから。そういうことを言っているのにもかかわらず、そういう魅力づくりがあるじゃない、すばらしいものが。そうでしょう。そういうことはどうなの。観光部で考えることあるの？ どうなんですか。

山田観光企画課長

ただいまの中村委員のお話ですが、昨年度つくりました山梨県観光振興基本計画の中でも、水と緑ということを中心に考えておりました、まだ具体的にはこういった、というようなものがないのですけれども、山梨の優れた自然環境を象徴して、代表する水や、水に関連する観光資源の情報やイメージなどを強力に発信するという事で、私どももポスターの中に取り入れたり、そういうようなことをさせていただいておりますが、さらに進めていきたいと思っております。

中村委員

もう僕は何も言うつもりはない。本当に、ぜひ頑張ってください。すばらしいテーマがあるんだから、そのテーマを生かさなきゃだめだよ。いい？ よろしくをお願いします。

渡辺委員

中村先生の御意見に、少し関連するところもあろうかと思いますが、すばらしい御意見をいただいて、目の覚めるような思いもしたところですが、国際観光というのが21世紀のテーマ、こうしたことは既に御案内のとおりだと思いますけれども、21世紀の初頭、国際交流で観光が7億人と発表されて、今、昨年度も8億5,000万人という人数になってきている。大変な勢いで

進んでいるわけですがけれども、本県もそういう意味では、国際観光の一大拠点にある要素を持っている。先ほど言いましたように、富士山世界文化遺産、あるいは富士山ナンバーを含めて、本当にいい財産を山梨県は持っている。

そういう中で、一つ気がかりなことがあるんですが、新しい国際交流時代に向けて頑張っていることはわかるんですが、青木ヶ原という広大な森林、まさに生命の起源といいますか、大変な歴史といろいろな重みがあるわけですが、ここが不名誉な、いわゆる自殺の名所というようなことになっておりまして、ここを何とか明るい材料に転換しながら、本当に21世紀の観光の中心的な役割を担っていただきたいという思いがあるのですが。きょうはこの青木ヶ原の不名誉な位置づけに対して、いろいろな取り組みをしていると思いますが、具体的にどういう政策展開をしているんですか。その辺を教えてくださいたいと思います。

山下観光資源課長 今、青木ヶ原のお話でございますけれども、エコツーリズムという新しい旅行形態がございまして、青木ヶ原も平成16年から国の指定を受けまして、モデル地区ということでエコツーリズムを進めてまいりまして、現在5万人程度のお客様に楽しんでいただいているという状況でございます。

渡辺委員 エコツーリズムという動きがあると。もう一つは、昨年度から精進湖で青木ヶ原を使って、昨年10月に行いました青木ヶ原樹海競歩大会、そして春の新緑と同時に青木ヶ原の持つ魅力、紅葉のあの美しさを見れば、本当に人々が感動して、またここへ来てくれるんだと。そして、地元の人たちは自殺する方、未遂の方と、いろいろなところで接してまして、何とかここをよくしたいという思いの中で、去年、スタートしました。これについては県もかわりがあると思いますが、今年もやる予定ですが、県としてはどういう取り組みをしていくつもりですか。

堀内観光振興課長 渡辺先生がおっしゃったように、精進の古い登山道をゆっくり歩くというような新しい試みが昨年からは始まったということで、私どもも助成を行ったところでございますけれども、何分、立ち上げ時のみという助成でございます。ですから、今年度につきましては、集客のPRですとか、大会の状況のPRですとか、そういった宣伝面におきまして精進登山道を使ったウォーキング大会についても、させていただきたいと考えております。

渡辺委員 現地の方が、本当に長年、知恵を絞って、限りあるわずかな人たちでこうしたスタートを切ったわけですから、県はしっかり取り組んで応援して、青木ヶ原のイメージアップにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、登山道という話がありましたけれども、今、丹波、小菅の方でも林道を使った、いわゆる森林セラピー。二、三日前の新聞に出ていましたけれども、いいことだと思いました。南アルプスの林道もありますし、いろいろな意味で林道等を活用していけば、エコツーリズムを含めた、あるいは健康志向、こうした、山梨県には大きな活用策があるかと思いますが、この林道活用ということについてはどういうふうに取り組んでいますか。

堀内観光振興課長 先生のお尋ねの、林道を活用したということにつきましては、直接、いろいろなメニューがあるだろうと考えております。ですから、つい昨年、山梨の西沢渓谷が森林セラピーに指定されたと。山梨の周囲は山に囲まれておりまして、林道ですとか登山道ですとか、さまざまな道、人が歩く道を使ったセラピーを

テーマとした素材というのは非常に豊富にあると思っておりますけれども、まずはそういったものを旅行商品といたしますか、お客様を招くようなものに仕立てていくことが重要だろうということで、そういった資源を活用しまして、地域ならではの魅力づくりをしていく組織といたしますか、研究会を、つい過日、着地型の旅行商品をどうやってつくっていくかという研究会を立ち上げてまして、地元ならではの資源を使ったツアーづくりも進めているという状況でございます。

渡辺委員

大変うれしいお話を伺いました。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。そうしたことを考えていきますと、山梨県は富士山のみならず、全県が観光の資源であるという考え方ができるわけです。大事なことは、国内の観光客は当然のことながら、外国のお客様をお迎えするという中で、知事も昨年度、国際コンベンションを開催していきたいと。今、洞爺湖サミットが非常に話題になっております。ぜひ山梨県も、こうした国際コンベンションの取り組みをしっかり頑張っていたきたいと思いますが、この辺の状況はどうなんですか。

窪田国際交流課長

先生がおっしゃいました国際コンベンションにつきましては、北麓地域を国際観光都市にという形で取り組んでおりますけれども、県といたしましては、全県に、国際会議を誘致というのが一つの方策だと思います。ですので、今、いろいろアンテナを高くしまして情報を収集しまして、県内で開催できる国際会議の情報を得ています。ですけれども、国際会議というのは非常に経費がかかりますので、主催者側が負担をして、会場はこちらで準備するということが方策の一つとしてあります。こちらがすべて持ちますということ非常に経費がかかりますので、すべての国際会議というものではなくて、そこで選別をしまして、誘致できるものにつきましては取り組みをしていきたいということで、今、情報収集を、各関係団体とか国へお願いしている段階でございます。

渡辺委員

提案といたしまして、富士山は日本のシンボル、平和の象徴。こうしたことからいきまして、国際コンベンションの中に、平和について語るとか、世界の御婦人といったところをまずターゲットにして、ぜひ入れていただきたい。平和の山梨とか、そうしたイメージも国際観光には必要ではないかと提言しておきます。

最後に1点、先ほど中村先生からもお話がありましたが、富裕層をターゲットにしようという話です。その富裕層が今、山梨県、特に富士北麓方面に進出をしようとしている、その中身については先ほどお話がありましたけれども、健康志向ということで、滞在型観光を、今、盛んに、いろいろしています。その中で、地元のホテルとか施設を使わずに、自分たちが施設をつくって、そして向こうのお客様を呼ぼうという動きがあることは承知していますか。

窪田国際交流課長

中国の富裕層の人たち、いわゆる財閥的なところについての、先生がおっしゃいました情報は聞いたことがあります。具体的にはまだ聞いていないのですけれども、やはり県内のそういう避暑地的なところへ施設をつくってという話は聞いております。詳しくは聞いておりません。

渡辺委員

私は実際、かわりました。どういう内容か。富裕層が6,000万人から1億人いるとのこと。大体、20億円ぐらいの金を持っているのが富裕層というような考え方をしていますが、それにしてもすごい。そのとき、たまたま、あの山を一山いかげすかと言ったら、向こうは、本当に売ってくれるんです

かと。考え方のけたが全く違うんですね。これは地元の観光の活性化にどうい
うところでつなげていったらいいのかと。向こうがすごいホテルを建てて、向
こうのお客さんと呼んで、持っていかれたのでは。そういう意味で、情報収集
をしっかりと対応していただきたい。その辺の心構え、決意の方はどうです
か。

窪田国際交流課長 外国資本が県内に入ってくるという懸念はあるかと思いま
す。実際、台湾資本のホテルなんかも、富士北麓の方でオープンしたり、そして
実際、外国人観光客専用という形で、現地から観光客に来ていただいて、そ
こに宿泊するんですが、周辺で飲食とか、そういう形で、経済的效果はあるか
と思えます。しかし、今後、国際化の社会になっていきますと、やはり海外の
資本が国内に入ってくるというのはやむを得ないという状況になってくるか
と思えますので、県の利益を考えて、情報収集して、判断していくのが適当
じゃないかと思えますので、今後もその情報を早く収集したいと思ってお
ります。

小越委員 先ほどの、昇仙峡と下部温泉への観光専門家の派遣に関して御質
問いたします。
その前に、昨年「風林火山」がありまして、観光客が大きく伸びたとお聞
きしているんですけども、滞在は、どちらに多くとまられたのか、データが
あったらお示してください。

山田観光企画課長 先ほど申し上げましたように、山梨県の宿泊客数は633
万4,000人ですが、峡中地域は67万3,000人、峡東が116万8,000人、
峡南が29万9,000人、峡北が78万人、富士・東部が341万4,000人とな
っています。

小越委員 「風林火山博」をそのところでされまして、観光客がたくさん来
ました。県外からたくさんの観光バスが来ました。けれども、なかなか甲府
にお泊まりいただけないということも甲府市の方からも聞きました。甲府市
に泊まらず、石和温泉、もしくは諏訪まで行ってしまふ。長野の方まで行
って、ここは通過地点になってしまうというようなこともお伺いしました。今
聞くと、峡中に泊まったのが67万人ということで、「風林火山博」にたく
さん観光客がいらした割に少ないと思っているところです。
それで、この昇仙峡のところに観光専門家、アドバイザーということで、ど
のようになるのか、少し、この泊まりのこととか含めてお伺いしたいので
すけれども。アドバイザーというのは、どのような方が、資格のある方と
か、どういふ方がアドバイザーとして派遣されるのでしょうか。

堀内観光振興課長 アドバイザーで想定しておりますのは、観光振興とか地
域振興とかの実績もあるし、ノウハウもある、旅行会社系のシンクタンク
の研究員を想定いたしております。

小越委員 その旅行会社の方が入ること、県の職員とか県はどのように絡
んでくるんですか。

堀内観光振興課長 私ども観光部も支援チームをつくりまして、当面、議
論の中に入って話し合いをさせていただきますけれども、議論が煮詰まりま
して、多分、地域の実情によってかなりいろいろな方面にテーマが出てくる
ので、テーマによ

では、県庁の中にいろいろなセクションがございますので、そういったところからも支援チームに参加していただいて、県庁総がかりで地域振興のバックアップに努めていきたいと考えております。

小越委員

それで、大事なのは、やはり地元協議会の方というか、地元の方がどのようなことを考えていらっしゃるのかということだと思わすけれども、例えば昇仙峡の場合ですと、昇仙峡のところ、それから甲府市、それから駅周辺、甲府市全体も。それからもうちょっと広げると峡東の観光ブドウ園とか桃園も含め、どのような方が想定されているのでしょうか。

堀内観光振興課長

当面、地元の観光ですとか地域の関係者の方による協議会で、コアになる部分は議論していくというようなことを考えておりますけれども、先生がおっしゃるように、いろいろなテーマが出てくるだろうと。ですから、例えば湯村温泉と連携して、どういうふうに泊まりと昇仙峡というのをつなげるかというテーマが出てきた場合については、当然、旅館組合の方にもぜひ参加していただいて、そういうつながりもつくっていくということでございますので、当面、協議会は地元の人で立ち上げて議論を始めようと考えています。

小越委員

地元の方は、そこに住んでいらっしゃる方、それから観光業を営んでいる方、それから例えば農業ですよね。農業で、直売所をどうするのか、地元のものをどう売するのか、そこも含めて、もっと広く観光でお客さんが来るのと同時に、その地域をどう興すかということが観光部の一番の仕事だと思わすです。観光会社じゃないから、地域をどう興すか、そのうちの一つの手段として観光ということから迫ってくる。そうすれば農業にも入りますし、雇用の創出にもつながりますし。そういうところでいいますと、地元のところの話というのを、もっと広くワーキンググループとかいろいろなケーススタディも含めて、どんなことができるのか、もっと具体的にいろいろ広げてやってもらいたいと思わすですけれども、いかがでしょうか。

堀内観光振興課長

先生がおっしゃるように、確かに地域をつくっているのは地域とかかわりのあるいろいろな人たちが地域を構成している。ですから、観光地はいわゆる地域づくりだと言われるように、非常に多くの人の支えがあってこそ、いい観光地というのはつくられているという認識でいます。私も、さまざまな人に入ってもらったワーキンググループで、かなり突っ込んだ議論をしていかないといけないと認識しておりますし、例えば、ワーキングの中でその議論が出て、それをだれがやるんですかと。ワーキングのメンバーの中から、僕たちがやりますというふうに、地域みずからが議論して、地域みずからが動いて観光地づくりを進めるといような流れになっていかないと、今回の観光への取り組みというのはいけないと考えておりますので、まずはそういう流れを専門家と一緒に、私も黒子としてつくっていきたくて考えております。

小越委員

それで、ぜひ地域づくりの視点からお願いしたいんですけれども、例えば、先ほど、昇仙峡と湯村、それから昇仙峡と観光農作業のところなんですけれども、例えば甲府市では、この前、湯村温泉組合から聞いてきたんですけれども、甲府市ではことしから独自に、団体客が宿泊した場合、50円の補助を出しているとお伺いしました。少ないと言いかもしれませんが、あればあるだけ、50円といっても補助を出すということで、甲府市が、それから、公的なものがバックアップして、観光客にぜひ泊まってもらいたいと示していること

だと思っんです。甲府市でやっっているんですから、県としても、ぜひこういっものを考へてもらいたいと思っんですけれども、いかがでしょう。

堀内観光振興課長 甲府市は、湯村温泉の支援をするということで、50円出したということでございませけれども、実は湯村温泉は、山梨大学とかと連携いたしまして、温泉を使った健康増進プログラムという研究を進めております。実は、今年度からそれを旅行商品にしようということで、旅行会社にも入ってもらって、モデルケースといひませか、実証実験を始めようと。モデルツアーをしたりして。その事業について、私どもも要望しまして、「ニューツーリズム流通・促進事業」といっようなことで国交省からお金をいたひて、商品としてきっちり温泉を使ったヘルスツーリズムといっようなものを湯村温泉の目玉にしたいといっ後押しはさせていたひております。

小越委員 宿泊できるように、なるべく泊まってもらった方がお金は落ちるわけですよ、観光地としては。ここには、事業の費用助成も行っるとあるんですけれども、どのような事業でどのぐらひの費用の助成を県として行っんでしょか。

堀内観光振興課長 事業の規模にもよりますけれども、具体的には、今後、地域に入りまして、いろいろな議論の中から、どういっ支援ができるのか、既存の支援事業をまず優先し、地元の人たちができることは地元がするといっことを基本に、支援策について今後、議論をしていきたいと思っております。

小越委員 あまり具体的じゃなくて、費用助成も行っといっのは、微々たる、何十万では困ると思っっているんです。やはり観光部は、この観光基本計画にも書いてあるんですけれども、観光会社じゃないんです。地域経済の活性化や雇用機会の増大など、経済のあらゆる領域にわたり、その発展に寄与する。だから、すべての地域で、地域の活性化を担う。甲府だからかもしれませけれども、富士山のところをやってもらっのは当然なんですけれども、どうしたらお客さんを集めるかといっ観光だけじゃなくて、その地域がどう元気になるか。そこを考へてもらっのが、やはり観光部だと思っんです。雇用をどういっふうに創出するのか。そこで地元の人が、この地域でよかったと、ここに来てもらいたい、見てもらいたい、地域に誇りを持てるような、そういっ取り組みを、地域の人と一緒に巻き起こしていかないと。観光といっのは一過性で、1回見たら終わり、もう見にきた、終わりじゃなくて、リピーターに来てもらっ。ここに来るとほっとできるとか、この自然も、それから農業のことも生かしながら、そういっ考へ方でいかないと、やはり地域の中に観光が溶け込んでいかないと思っんです。

ぜひ、そこを、観光開発と同時に地域づくりといっ点で、例えば今回の県の観光専門家派遣といっのを、ぜひそこを考へ、そこをよくとらまえてやってもらいたいと思っんですけど、その点、いかがお考へでしょう。

堀内観光振興課長 まさに観光地づくりといっのは地域づくりだと申し上げましたけれども、地域の人たちが誇りを持って住める地域をつくっていくと。ですから、今回の観光地再生の取り組みにつきましても、複数年、議論は2か年ぐらひ。その後、何年か、先ほど申し上げましたように、活性化のためのいろいろな取り組みを実現化していくといっ支援も継続して続けるといっようなことで、想定3年ぐらひ、地域の人たちといろいろな議論をしながら、その地域の振興、地域づくりに努めていきたいと思っております。

主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

第83号 訴えの提起の件

質疑

木村委員長 ただちに第83号議案の質疑に入ります。初めに控訴の理由について執行部から説明を求めます。

廣瀬商工労働部長 4日の質疑をいただく中で、控訴理由がわかりにくいという御指摘がございましたので、県の顧問弁護士とも相談をする中で、次のようにまとめましたので説明をさせていただきたいと思っております。

1つ目の争点であります、会社が原告を配置転換したことに違法性があるかということについては、裁判所は県から原告を外すよう指示されたため、会社はその指示に従って配置転換の業務命令を出したものであるが、原告が処分場建設に反対の意思を表明したからといって、このことからただちにジョブカフェやまなしでの業務に支障を来すものとは言えない。したがって、会社による業務命令は不当な命令であったと判断しております。

この判決理由に関連いたしまして一言申し上げますと、4日の委員会で先生方から御指摘がありましたように、県から会社への配置転換の申し入れは、不適切で誤解を招く行為であったと考えております。しかし、賠償責任は県ではなく、会社がもつぱら負うべきものであると考えております。

2つ目の争点であります、会社に対する県の行為、原告の交代申し入れでございますが、この行為に違法性があるかということについては、裁判所は、会社は県からの入札により、ジョブカフェやまなしの事業に参画している以上、その求めに応じざるを得ない立場にあるのであるから、県という団体の地位を利用して県は不当な要求を会社に行ったものと認めざるを得ないと判断したものです。この判決理由の中で、県が団体の地位を利用した不当な要求を行ったとされるという点について、県が反論すべき点は、会社が県の入札業者だからという理由だけで、法的に、契約の一方の当事者が、もう一方の当事者の要求に従わざるを得ないということではなく、仮に裁判所の言うとおり、入札業者は県の要求に従わざるを得ない立場にあるとすれば、県の入札業者に対する要求はすべて県からの圧力になってしまい、県は入札業者に対して何も言うことができなくなってしまうという不合理が生ずる点であります。

これら2つの争点にかかる判決理由を踏まえて、3つ目の争点である、県または会社に対する慰謝料請求を認めることができるかについて裁判所は、会社は県から原告の交代を求められた場合、これに従わざるを得ない立場にあったことは容易に想像がつき、仮にこれに従わなかった場合には、何らかの不利益が会社に及ぼされるのではないかということも容易にうかがうことができる。したがって、会社による業務命令は不当であるとしても、会社としてやむにやまれぬ措置であったと言わざるを得ない。よって、原告の人格的利益、精神的人格権を侵害したのは直接的には会社に対して原告の交代を要求した県であると言うべきであり、会社に対する慰謝料請求を認めることは相当でないと思っております。

この点の判断につきまして県が反論すべき点は、会社に対する慰謝料請求を棄却しておりますが、これは会社が県の入札業者だから独自に判断する権限がなかったと言っているのに等しいといえますが、入札業者だから独自に判断することができなかったということではなく、会社は県の申し入れを聞いた上で、

独自の判断により配置転換を行っているのでありまして、会社が県の要求に従わざるを得ない立場にあったことは容易に想像がつくとか、従わなかった場合には何らかの不利益が会社に及ぼされるということは容易にうかがうことができるとする根拠を何も示しておらず、原告の人格的利益を侵害したのは直接的には県であると言っており、論理が飛躍していると考えております。

また、裁判所は、県がジョブカフェやまなしでのカウンセリング業務が原告にとって仕事の生きがいであったものを奪うものであるから、原告はこれにより精神的苦痛、精神的人格権の侵害をこうむったものと認めることができるので、精神的苦痛を慰謝するには100万円を相当とし、不法行為との相当因果関係にあると認められる弁護士費用10万円を相当としております。

この点につきまして県が反論すべき点は、県は、委託業者の従業員である原告の仕事の生きがいは何であるか知り得る立場にないため、そこに故意・過失がないのであるから、県が会社に対して行った行為と、原告がこうむったとされる精神的苦痛との間の因果関係はありません。原告が生きがいを奪われたことにより、精神的苦痛をこうむったとすれば、原告の仕事の生きがいは何であるかを知り得る立場にある会社こそ責任があるとすべき点であります。

なお、先週、4日の委員会におきまして、先生方から、県は認めるべき非は認め、争うところは争うべきだという御意見を踏まえまして、県は控訴審におきましては、会社に配置転換を申し入れた県の責任の有無を争うとともに、実際に配置転換を行った会社の責任について主張していきたいと考えております。

小越委員 今の説明によりますと、県は入札業者に対してそのような要求をしたことは認めるといことですね。

塩谷労政雇用課長 申し入れをしたことは認めます。

小越委員 申し入れをするに当たって、多分、この方の労働契約はジョブカフェにおけるカウンセリング業務だと思います。それ以外に明野処分場に反対しているかしていないか、それが労働契約の中に入っていたんでしょうか。

塩谷労政雇用課長 入っておりません。

小越委員 労働契約上、何も入っていないにもかかわらず、この、明野の処分場に反対しているという理由で不当に要求をすることは違法ではないでしょうか。それは正当なことだとお考えでしょうか。

塩谷労政雇用課長 先ほども部長の方から申し上げたとおり、県から会社への申し入れは不適切で誤解があった行為だとは考えておりますが、不法ではないと考えております。

小越委員 申し入れをしたけど、不適切ではない。だけど、労働契約上には書いていないことをお願いするわけですよ。それは不当じゃないですか。この前もお聞きしましたが、それは契約違反……その方は何ら契約上、問題を起こしておりません。明野処分場のことが丸かバツかということは、労働契約上の条件には入っていないはずですよ。でも、それをもって、条件に入っていないにもかかわらず圧力をかけた。それは違法だと私は思うんですけど、違いますか。

塩谷労政雇用課長 それは単なる申し入れだと考えております。

小越委員 では、ほかの会社の場合でも、このような場合は、この明野の処分場以外の場合ですけれども、反対するお考えの方について、こういう場合は、労働契約上の中身についても、県の都合に合わない場合は申し入れをしたり要求をしたりするということですか。

塩谷労政雇用課長 先ほども申しあげましたように、今回の申し入れは不適切で誤解を招く行為だと考えておりますので、今後はそういうことのないように十分注意していきたいと考えております。

小越委員 このままいったら堂々巡りですけれども、私は、今、聞くところで、入札業者に対して要求したのは当然だということをおっしゃいますけれども、逆に、さっきは入札業者がいろいろ言われても、それは入札業者が考えればいい話だと言いましたよね。でも、要求するということは、かえてくれと言っているわけですよ。なのに、それをかえたのは会社の責任だと。それは話を聞いていてもつじつまが合いませんよ。だったら、会社の責任じゃなくて、お願いした県に責任があるんじゃないですか。県がかえてくれと言っているわけですから。そう言ったにもかかわらず、そう受けとめた会社が悪いというのは、理屈に合わないと思うんです。これはどう考えても、この前の、金曜日の審議の中でも、県は不当な圧力をかけたと言いました。で、不適切な、不当な圧力と、判決にも書いてあります。だれが見ても、明野処分場に賛成の人、明野処分場に関係がなかったらこんなことしましたか。そうじゃないと思うんですよ。県が不当な圧力をかけて、この方をカウンセリング業務から外させたのは、それはもう、だれが見ても当然のことだと思います。

私は、この期に及んで、また県の責任を会社に転嫁させて。基本的人権にかかわる問題だと思います。この方的人格や思想や信条、考え方一つで、県が圧力かけてやめさせる。基本的人権にかかわることを、県が、つまり労働行政にかかわるところがみずから進んでやるということは、重大な県の違法性。基本的人権にかかわる問題を会社に投げつける、すりかえるということは不当だと思います。県に非があるのを認めるべきだと私は思います。いかがでしょう。

高橋商工労働部次長 小越先生のおっしゃいますように、不当ということではございますけれども、確かに人事権を持っている会社の行ったことは、この裁判の中でも不当だという判断になってございます。しかしながら、私どもは、先ほども言いましたけれども、業務委託契約に基づいて配置転換をお願いしたわけではなくて、これは当時の労政雇用課長が、自分がそういう危惧を抱いて、公正・公平な県政がジョブカフェでうまくできないという懸念に基づいてやったものであるということであって、それを承知していたと聞いております。

したがって、私どもの方では、圧力をかけたということではなくて、それは誤解される余地はあったことは先ほど部長も申しあげたとおり認めるわけではございますけれども、そのことがただちに会社の判断に、あるいは自由意思に基づく人事権の行使に影響を及ぼすということではなくて、そこでは先ほど申しあげましたけれども、独自に会社の判断というものがございまして、そして、それに基づいて配置転換を命じたということにこそ責任があるのではないかと考えているところでございます。

小越委員 それでは、県は、何ら非はないと、そのように要求を出したことも非はないということですか。この前、4日のときも、私、聞いたんですけど、労政雇用

課長から次長、部長にまで話は行っているはずですよ。そこでおかしいと思ったら部長がストップかけるじゃないですか。それ、やらなくてもいいと。また派遣会社にそんなことは誤解になるからやめますと、それがなかったということですよ。一課長の判断としてではなく、県として考えたということですよ。そうじゃありませんか。

高橋商工労働部次長 そのことにつきましては、そのように課長の方で申しあげましたけれども、それは、当時の課長さんが申しあげた、そのように判断したということを知っていたということをございまして、これは一人、課長ということではなくて、県として、そういう至らない、あるいは不適切だとか、誤解を招くということを十分判断しきれなかったと考えております。

小越委員 それでは、県がその言葉を使って会社に申し入れをした、そのことについては、原告の方に対する基本的人権の侵害というか、思想・信条の自由も含めて、それについての違法性を感じませんか。

高橋商工労働部次長 先ほどから申しておりますけれども、そういう人権侵害とかということにまで類が及ぶようなことであつたかもしれないという、そういうことがあるわけでございますけれども、その点がまさに誤解を招く不適切な事柄であつたと御承知をお願いしたいと思っております。

小越委員 控訴する段階では、控訴すると、今、この部長さんなり、この担当者がお決めたと思っております。私は、県が、原告の方に対して重大な思想・信条、人格の問題も含めて侵害したことは明らかだと思っております。それは慰謝料に当たることだと思っております。にもかかわらず、今度、控訴を決定したというのは、それは、前の課長じゃなくて、今の担当者だと思えますけど、それは、そのことについて、その原告の方に対して県は何ら侵害をしなかったと言い切れるんでしょうか。部長、お答えください。

廣瀬商工労働部長 今のお尋ねの点につきまして、控訴審の中で判断を仰ぎたいと考えております。

小越委員 私は、この訴えの提起に反対いたします。もちろんです。過去の担当者かもしれないかもしれませんが、控訴するに当たっては今の担当者の御判断だと思えますけれども、県に違法性はない、県に非はないというのは、それは、すりかえであって、余りに原告の方にも失礼ですし、県民に対してどういうふうに説明するんでしょうか。県民は労働行政について、皆さんにしっかりやってもらいたいと思っております。それが、この労働行政を担当するところが、派遣労働者の問題、たくさん心配なことがあるにもかかわらず、基本的人権侵害を及ぼすようなことを平気でやり、そしてまた控訴するなんていうことはまかりならないと思えます。これについて私は反対いたします。

討論

小越委員 まとめて言います。県が不当な圧力、すなわち県が進める明野処分場に反対している人をかえてほしいと要求した、圧力をかけて原告のカウンセリング業務を奪ったことは明白な事実です。裁判においても不当な圧力があつた、そのような要求をしたと県は認めております。利用者からの苦情や問い合わせ、ト

ラブルもなく、誤解を招くとか公平・中立を欠く、このようなことは全くありませんでした。原告に非はありません。労働業務契約以外をもって要求することは私は違法だと思っております。原告の人格、信条の違いをもって排除するなど、基本的人権にかかわることだと私は思います。

また、県の不当性、違法性が明らかであるにもかかわらず、派遣会社にその責任を押しつけることなど言語道断だと思います。

また、労働行政を担当する商工労働部、そして労政雇用課がこのような行為を行ったことに大きな憤りを感じます。委員会の審議の中でも、多くの委員の方から県の不当性を指摘する声がたくさんありました。控訴するのではなく、謝罪すべきだと私は思います。控訴するということは、原告の精神的苦痛をさらに広げさせ、そして県民の労働行政に対する信頼を損ねるものであり、反対をいたします。以上です。

中村委員 賛成討論をさせていただきます。

本訴訟における控訴理由については、質疑、それから討論をしてきたところでありますけれども、本訴訟については、先ほど部長から話があったように、実際に配置転換を行った会社の責任について主張し、再度裁判所に判断を仰ぐ必要があると、私は考えます。したがって、訴えの提起の件につきましては、理由があると認めて賛成の立場で討論をさせていただきます。以上です。

採決 起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第80号 平成二十年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算

質疑

竹越委員

破綻懸念先の債権回収について委託することについては、こうするしかしようがないのかな。それはそれで、仮に認めるにしても、その前に、懸念先が4団体なんです、この前には、破綻したというのが3つありまして、聞けば、この破綻懸念先の4団体の54億円だって、債権回収委託しなければ回収できるような状況、言ってみれば、破綻同様の状況なんだと思います。何で多額の、合わせれば100億円を超えるようなものが回収不能なような状況になっちゃったのか、そこのところ。もう少し、とりあえず、4団体で結構です。何でこうなっちゃったのかというところを、もう少し、皆さん方の担当セクションの見解を聞きたいのです。ちょっと抽象的なかもしれませんが、まずそれについてどんな考えを持っているのか聞きたい。

岩波商業振興金融課長 一部繰り返しになりますけれども、破綻懸念先につきましては、18年度までは制度を所管する中小企業基盤整備機構の指導もありまして、中小企業振興の立場に立ち、事業活性化の観点から経営診断、定期的な訪問とか、貸付先に有益なビジネス情報の提供など、さまざまな形で、活性化の観点から指導・助言をいたしてきました。これにつきましては、ある懸念先については、年間で20回にもわたる訪問を行うなど、精力的に行ってきたところであります。また、中小機構の承認のもとに条件変更、償還猶予等の措置が講じられるよう、中小機構とも折衝を重ねてきたところであります。

しかしながら、先日もお話ししましたけれども、高度化資金の不良債権化が全国的にも問題となる中で、政府では、方針転換を図り、昨年度、中小機構が

ら各都道府県に対し、不良債権処理の促進を図るようという強い要請があったところでございます。

不良債権を早期に回収するには、債務者だけでなく、連帯保証人との交渉や、回収可能性の見極めなど、極めて専門性を有する業務を行う必要があります、これを職員が直接行うのは困難であったり、長期にわたるといことが想定されますので、今般、専門機関に委託して実施していくことが最善であると考えて判断した次第でございます。以上でございます。

竹越委員

よくわからないのです。上部機構の全部指導でやっていた、あるいは国の指導でやっていた。県の判断は何なんだというか。破綻懸念先4団体、いずれもおそらく計画のときはバブルの絶頂期だったのかな。もう実施するころは、バブルが崩壊したころなんですね。平成3年、4年から、あるいは5年。そういう時期なんですよ。それは中小企業の振興、産業の活性化のために資金をお貸しする、投入する。だけれども、皆さん方も、あるいは経営診断をやっていらっしゃる専門家だ。まだバブルの絶頂期、あるいは崩壊ちょっと前ごろならまだしも、ここまで来て、初年度は、予算年度は3年から、あるいは6年ぐらいなんですよ。そういうときに貸付を審査する担当者がどういう考え、見解を持って、国がどんどん貸してあげると言ったから貸してやるのか、あるいは本当にその審査をした方々が、これはいけるといふうに見ていたのかどうかということを知りたい。どうなんでしょうか。

岩波商業振興金融課長 この懸念先4団体について、不良債権となった原因というのは、それぞれ個別の事情も当然あるわけですが、総じて言いますと、今お話にありましたように、3年から7年、バブルが崩壊した後、計画されたものでありますので、その時点ではここまで、いわゆる景気の低迷というか、ここ最近景気がいいと言われていた時期もあったわけなんです、それは高度成長期のような意味でのいいということではなくて、安定しているという意味合いだったかと思えます。そういう意味で、景気が高度に発展しないということが想定できなかった。

それから、製造業では、生産シフトが海外に移っていくことによる受注減とか、またはそれへ対抗するために受注単価を引き下げざるを得なかったことによる収益の悪化。それから小売業。今回、小売業も入っているわけなんです、これは郊外への大型店の出店による競合店の登場とか、商品販売額、県全体でも落ち込んでおりまして、そういうことが挙げられると考えております。以上でございます。

竹越委員

ごく最近、皆さんの所管じゃないんだけど、事務処理ミス再発防止の検討委員会というのがつくられた。それはご存じでしょう。教育委員会の所得税の納付に関してのこととか、国保の調整交付金を過大納付したとか、県立中央病院の超過借り入れとかについて、再発防止だからと、外部の方を入れた。内部じゃない、外部の人も含めて検討委員会をつくった。それで、これに対してはトップの方の処分、給与が減額になった。

僕は、これこそ本当にミスだったと思います。誤りだったと思う。それと比べてみた。本当に一生懸命で、たまたま入力ミスをした。それでもこれだけの対応を県はする。こちらは、性格は全然違いますよ。違うからあえてまた言っているんだけど、破綻したのと懸念を合わせれば100億円。それはほぼ回収不能。通常のやり方では回収不能。だからまた銭をかけて、何千万円もかけて委託してやるのです。もう少し、やってきたことの、何か、もし誤りがあ

ったら誤りがあったと、何か、けじめというのか、過去のことについて、ただこうだったからという説明だけじゃなくて、そこのところはどういうふうに、責任とは言わないけど、そういう反省をきちんとする必要があるではないか。そういう話がなくて、「ああ、そうですか」と委託を認めるというのは、何となく、しにくいんですね。

全国的にそうだったわけで、それは全国的にそうだったからじゃなくて、皆さんが、問題があったと思ったことはなかったのか。まずは貸付の段階がある。それだってバブルがはじけたころだ。で、据え置いて返済をしたら2年ぐらいで滞っちゃって、それで返済の条件を変える。そのときに、変えるときに何を思ったんでしょうか。国の方でいいと言ったから、どんどん、何も思わずに判こを押しちゃったのかな。何か、こうすべきだった、そういうふうなところをお感じにならなかったんでしょうか。そういうことがないと、そう簡単に「ああ、そうですか」と、この予算については言いがたいんです。

岩波商業振興金融課長 高度化資金につきましては、20年という期間にわたる長期の貸付でございますので、その間、途中でそういうふうに償還猶予になったとしても、いずれかの時期に景気が上向くというようなことも考えた、一部では考えたのではないかとおもいます。

それから、14年になりますけれども、バブル崩壊後、景気の低迷が既に10年を超えるという時期になって、そのようなことについても軽々には想定できないというような時期になりまして、それまでは庁内の診断士による診断ということで貸付決定の仕組みを行っていたものを、税理士等を入れた審査会を設置して、そういった外部の方の目によって貸付、事業の実効性とかそういうことについて審査をしていただくという仕組みをつくっております。現在はそういう仕組みの中で動いております。以上でございます。

竹越委員 その委員会は、いつからやっているの。ちょっと内容も含めて言ってください。

岩波商業振興金融課長 つくった時期は平成14年度でございます。税理士等の外部の専門家に参加していただいた貸付審査会というものを設置して、事業の妥当性、実行の可能性、必要性、それから融資先の返済能力といったものを踏まえた償還可能性について審査をしていただいております。以上でございます。

竹越委員 済んだこと、もう、平成三、四年ごろの審査体制では十分ではなかったということかもしれない。皆さん方、それは先輩なのかよくわかりませんが、同僚がやっていたことについて、これはまずかったというのは心苦しいのかもしれないけれども、だれだれじゃなくて、こういう点に問題があった、僕には適切なことはわかりませんが、例えば審査についてやっぱり甘いところがあったとか、あるいは景気の見通しだつてわからない皆さん方じゃない。僕らがわからないにしても、皆さん方は専門家なんです。診断士は、ですね。そういう方々の審査の結果がこうだったから、そのことについて、国の方針が変わったとか、見通しが甘かった。もう少し責任を、みずからやったことについての責任を明らかにしてほしいと思うのです。そういう発言がちゃんと欲しいと思う。

内容は違うけれども、さっき申し上げた検討委員会より、ずっと、こういうことの方が重いことだと思う。再発防止のためにそういう審査会をつくったのかもしれないけれども、金額だけ比べても違うじゃない。純然たる権利かどうかという違いがあるのかどうか知りませんが、広い意味ではみんな同じ。

みんな税金から出ているという話だ。

これ以上言いませんが、でも、そのところはそういう発言がちゃんと欲しいのです。ただ不能になったから、回収のための予算を計上で、それだけで済む話じゃないということは強く申し上げたいと思います。部長の見解を。

廣瀬商工労働部長 ただいまの御指摘を踏まえまして、私どもの方では、実はこれまでも高度化資金を使った事業につきましては、委員各位御承知のとおり、さまざまな、工業団地ですとか、流通センターですとか、地域社会で大きな存在を今も発揮している事例がたくさんあることも事実でございます。先ほどから不良債権的な問題について御懸念を示していただいているんですけども、市中金融との一番の大きな違いは、県の高度化資金というのは、国が子細なルールで、原資を半分以上持つ中小企業基盤整備機構というところを特別立法によってその辺を縛っていることです。また、市中金融の場合はどうしても債権保全という、言ってみれば抵当権とかをなるべく多く取ることによってリスクを回避しようという部分がありますけれども、高度化資金は政策金融でございます。弱い立場の中小企業者が団結することによって大きなことをやっていこうというのが、そもそもで、それを支援していこうというのが趣旨でございますので、どちらかといいますと、貸付の時点においては、いわゆる信用供与という部分については、政策的な信用供与の方が多くなりまして、市中金融のように物的担保は確かに大きくはないです。ただ、その分、人的保証的なものでカバーしているということは当然やっております。そのことが地域の、いわゆる中小企業者が生産活動なり、サービス、生産、あるいは商品販売といったことを一生懸命やることによって地域経済のパイを大きくしようという趣旨について支援していくものでございますので、その部分が実は大きく違っております。

そういう中で、先ほど課長からも申し上げましたけれども、昨今、こういう問題が発生してきておりますのは、これは全国的な傾向でございます。そういう中で昨年度、国の大きな方針転換があったということで、我々もそれに歩調を合わせて、これは何とかしていかなければならないということで、今、先生方に御審議いただいているわけでございますけれども、今後は先ほど申し上げましたような、この制度によって大きく飛躍したという例もたくさんあるわけでございます。今後もやる気があれば、こういった部分については支援していくということも継続していく必要があると思います。ただ、その際、審査に当たりましては、これまでも貸付をする時点においては、相当綿密な、いわゆる物的担保が市中金融よりは多少少ない分だけ、貸付申請に係るいろいろな書類の審査の考え方というのは、相当綿密に求めてきたものと思います。私自身も先般の議論を踏まえて現物を見てみますと、確かにそういう足跡が十分あります。さらに県内の金融機関の資金も必要となってまいりますので、それに加えて、先ほど外部の専門家を加えた審査会に、貸付決定に至るまでに審査に加わっていただけるよう、そういうこともこれから考えていかなければいけないと感じております。

以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査は来る8月26日から28日まで実施することとし、場所等については、後日通知することとされた。

以 上

農政商工観光委員長 木村富貴子